

[学位論文審査結果要旨]

論文提出者：李 萌

審査対象論文：外国人技能実習生の従属性と合目的的行為

—中国人技能実習生を事例として—

論文審査委員：李曉東教授、佐藤壮教授、村井重樹准教授、坪谷美欧子教授（横浜市立大学国際教養学部）坂部晶子教授（名古屋大学人文学研究科教授）

論文審査結果の要旨

本論文は、日本の「外国人技能実習制度」で来日した中国人技能実習生を研究対象に、スピヴァクの「サバルタン」理論を応用しつつ、これまでの先行研究ではほとんど行われたことのない実習生たちに対するインタビューや、参与観察を通して、外国人技能実習制度下での日本社会における実習生たちの従属性と彼らの権利主張の実践とを明らかにした意欲的な研究である。

これまでの関連の研究と比べて、本論文は特に以下の三つの点において優れている。まず、技能実習生問題は日本における大きな社会問題として、これまで多くの研究によって取り上げられてきたが、本研究は、技能実習制度が生み出した技能実習生の従属性の問題を構造的なものとして捉え、制度面と現場の実態との両方からアプローチして技能実習生たちが直面させられる従属性の構造のメカニズムを明らかにする。これはこれまでの先行研究では十分になされてこなかったことであり、重要な学術的意義が認められる。本研究は、技能実習制度によって作り出された「不完全な労働者性」が技能実習生に対する抑圧を生み出して絶えず再生産されるという問題を構造的に解明したが、その意義は日本における中国人以外の技能実習生の場合の分析にも適用することが期待される。またそれに止まらず、現在、日本政府は従来の技能実習制度を発展的に解消し、新制度（「育成就労（仮称）」）を創設しようとしているが、本研究によって解明された技能実習制度が抱える従属性を生産するという構造的な問題は、政策の策定に鋭い問いを突き付けている。従属性を生み出す構造を打破できなければ、新制度もただ従来の制度の延命策に過ぎないからである。

次に、特筆に値するのは、本研究は、実態の多くがベールに包まれている現場の技能実習生に対する23件のインタビューをはじめ、実習生たちを保護するシェルターでの実地調査、実際の労働の現場に立ち会う参与観察などを通して、技能実習生たちが置かれている厳しい状況を明らかにするだけでなく、彼（女）らの内面にも迫ることができたことである。氷山の一角とされている技能実習生問題にここまで切り込むことができたのはこれまでの研究では皆無だと言ってよい。インタビューのデータは貴重な価値を有するものである。

第三に、実証研究のみならず、著者は「合目的的行為」や「越境的サバルタン」などの操作概念を通して、技能実習問題に関する理論的枠組みの構築に努め、理論と実証の両面から研究課題を論じる点において論文の学術的貢献を豊かなものにしていく。その際、従来の研究は、基本的に技能実習生に対する権利の侵害や、実習生たちによる権利主張、言わば、もっぱら「権利」の視点から論じているのに対して、本研究はそれに止まらずに、「権利の侵害や主張」だけでは説明できない技能実習生たちの行動（権利主張の回避や権利問題への沈黙）にみられる生存戦略の合理性を「合目的的行為」の視点からあぶりだす。そして、技能実習生たちの「合目的的行為」に対する分析を通して、技能実習制度に内在する構造的な抑圧性及びその再生産のメカニズムを明らかにした。このような視点は先行研究と比べて独創的で

ある。

一方、本論文は改善を要する点をいくつか抱えていることも否めない。例えば、本論文の著者は独創的な概念「越境的サバルタン」を用いて、技能実習生たちが中国から日本に「越境」したことによって「サバルタン」性を形成した過程を究明したが、技能実習生たちの従属性を構造的に解明することに力点を置いたあまりに、一方の、越境する前の実習生たちの属性（学歴、階層、年齢、出身地域など）に対する説明が不十分なため、本来、さまざまなバリエーションをもつはずの技能実習生たちに対する考察がやや平板になっている。また、そのことにより、本来、やはり様々な在り方をもつ「従属性」と、多様な在り方があるはずの「合目的的行為」とが十分に立体的に描き出されていないことが惜しまれる。

また、本論文は技能実習制度問題を実証と理論の両面から分析を行った意欲的な研究であるが、これまでの先行研究と比べて、本論文は理論的にどのような点において新たな達成があったのかを必ずしも明らかにしていない。国際社会学の視点から自らの研究をより明確に位置づけることが求められている。

さらに、概念の定義は十分に明瞭ではないという問題もある。本論文の著者は「サバルタン」理論を応用しつつ、「越境的サバルタン」という独自の概念を作り出して分析を行ったが、「サバルタン」と「越境的サバルタン」という両概念の間の異同を十分に吟味していないため、曖昧さを残すこととなった。同様の指摘が、「従属性」と「サバルタン性」との異同にもなされうる。

しかし、これらの問題点は本論文が有している意義と価値に影響するものではなく、論文は十分に博士学位のレベルに達している。

公開審査の結果の要旨

公開審査では、まず、本論文の著者である李萌氏が論文の概要について説明した後、質疑応答に入った。5名の審査員および会場からの質問に対して著者が逐一回答した。

まず、本論文の特徴とは何かとの問いに対して、著者は、日本で大きな社会問題として注目されている技能実習制度について、従来の研究は主として「権利」の視点から批判的な考察を行ってきたが、そのような視点によって技能実習生の社会的行為者としての合理性が見過ごされている。また、先行研究は技能実習制度が生み出す従属性を構造的に捉えているが、その構造に対する説明と分析が手薄である。それに対して、本研究は①技能実習制度の「従属的構造」を分析枠組みとして設定し、技能実習制度の仕組みが技能実習生の労働者性を剥奪することによって、技能実習生をめぐる支配－従属関係を醸成し、技能実習生の「従属性」を固定化させることを解明したこと、②上記の「従属的構造」をインタビュー調査などを通して実証的に分析したこと、そして、③技能実習生の「従属性」（サバルタン性）と「合目的的行為」との関係性を切り口にして、技能実習制度の「従属的構造」の暴力性をあぶり出したこと、さらに、④「越境的サバルタン」の概念を設定することによって、移民国家・ホスト社会における外国人底辺労働者の統合問題を議論することが可能となったこと、などの点において独自性があると回答した。

著者の説明を受け、審査員たちは、インタビューや、政府の資料など豊富なデータを用いて研究課題を考察した本論文は堅実であり、信頼性の高い研究であるとともに、「越境サバルタン」、「合目的的行為」などの操作概念を通して技能実習制度を理論的に考察した水準の高い研究であると評価した。中でもインタビューは、「外」から見えにくい技能実習生たちの世界を明らかにした高い価値を有するものである。

その上で、著者に対して、審査員たちは改善を要する点を指摘した。すなわち、技能実習生を一つの集団として扱うだけでなく、実習生たちの中の「差異」にも注目して、それぞれ異なった属性を意識して「サバルタン性」をより立体的に描き出すことが必要であること、本論文の新たな理論的な達成を先行研究に対するレビューを通して明らかにすべきこと、「サバルタン」という概念と著者が用いる「越境的サバルタン」の概念との間の異同を吟味して定義をより明確にすべきこと、などの問題点である。さらに、技能実習生が「サバルタン」的な特徴を「内面化、身体化」することを著者はどのように検証したのか、また、「合目的的行為」における「目的」は経済的な利益以外にも、自尊心や、価値観など多様なものだと考えられるが、著者はどのように考えるかなどの質問がなされた。

これら指摘や質問に対して、著者は論文に存在する問題点を真摯に受け止めて、質問にそれぞれ回答した。まず、技能実習生における「サバルタン」的な特徴の「内面化、身体化」の検証は実際の自らの観察経験とインタビューに基づいて、とくに実習生たちの「合目的的行為」に対する分析を通して明らかにしたものである。また、「合目的的行為」における「目的」は主として家計などの経済的利益と考えられるが、今後、実習生たちの属性のバリエーションをより重視して考えを深めていきたい、と回答した。

最後に会場のほうからも、本研究は時宜にかなった研究であると評価したうえで、論文における「権力構造」の概念の使い方や、「合目的的行為」などの分析がもつ歴史的な射程（例えば、「徴用工」問題）の可能性、中国の技能実習生に対する分析がもつ汎用の可能性などの質問がなされた。

これらの質問に対して、著者は「権力構造」は実習生たちの「従属性」を形成させた技能実習生制度に限定して用いていること、歴史的な射程は今後の課題としたいこと、さらに、中国の技能実習生とベトナムなど東南アジアからくる技能実習生との間の異同について説明したうえで、今後さらに研究を深めていきたいと適切に回答した。

最終試験結果の要旨

最終試験において、審査員一同は、本論文が研究課題として大きな社会的意義を有しているとともに、「越境的サバルタン」や「合目的的行為」などをキーワードとしながら参与観察やインタビュー調査を通じて技能実習生たちの「声なき声」を記録することで、技能実習生たちが置かれた重層的サバルタニティと権利主張実践の合理性に迫る十分なオリジナリティをもつ研究であると評価し、本論文が十分に博士（社会学）の学位の水準に達していることを確認した。

さらに、審査員たちは本論文に存在している改善を要する点についてより踏み込んだ形で指摘したうえで、改善方法についてアドバイスした。具体的には、移民研究の観点から母国での出稼ぎ経験の影響を加味する必要性、SNSネットワークが介在する新たなチェーン・マイグレーションの出現の実態把握、階層を超えたエスニックな同胞支援の国際比較、実習生を適正・廉直に受け入れる企業と実習生の満足度に対する考慮、従属性と「独立自由な主体性」/「理性的選択」という二元論的陥穽への省察など多岐にわたる審査員のコメントに対して、著者の応答は一貫して真摯な学問的姿勢に裏付けされた丁寧なものであり、博士論文の趣旨をより明確にするものであった。

審査委員会の所見

論文の審査と、口頭試問、最終試験を通して、審査員一同は、本論文は博士（社会学）学位のレベルに十分に達しており、博士学位の授与に値することで一致した。